

# 鳥取県住生活基本計画の改訂に関するパブリックコメントの実施状況

平成24年2月  
くらしの安心局住宅政策課

## 1 実施概要

住生活基本法に基づき、住宅施策の総合的かつ計画的に推進するための基本事項を定める「鳥取県住生活基本計画」を平成18年に策定。

同計画が今年度で5年が経過することから、「鳥取県将来ビジョン」(平成21年2月策定)の基本理念及び社会経済情勢の変化を踏まえて改定を行うことし、下記のとおりパブリックコメントを実施。

○ 実施期間

平成23年12月19日(月)から平成24年1月18日(水)までの4週間

○ 意見募集の方法

- ・計画案本文及び概要版を鳥取県のホームページで公開すると共に、県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館、市町村役場窓口において資料配付した。また、報道機関への情報提供及び新聞掲載を実施した。
- ・意見は、郵送、ファクシミリ及び電子メールのほか、パブリックコメント資料を配付した場所に設置した意見箱により受付した。
- ・その他、市町村及び県庁の関係課へも意見徴収を実施した。

## 2 実施結果の概要

- (1) 意見の件数・・・11件
- (2) 意見の概要と対応方針

○民間賃貸住宅・住宅セーフティネットに関する意見 5件

意見の概要	対応方針
民間アパート等のバリアフリー化は、民間賃貸住宅への入居促進には重要な課題。既存住宅を改修するための公的な助成の拡充、条例での規制の強化等を行い、その推進を図ってください。	計画案において、民間賃貸住宅のバリアフリー化を推進するため、市町村と連携して助成制度を設けることを検討することとしております。
障がいのある方の居住支援は、民間賃貸、公営住宅双方の機能をバランス良く組み合わせ、その機能を十分発揮させることが重要なので、居住支援協議会は民間賃貸住宅への入居の促進と公営住宅の供給量や優先入居制度の拡充等に関して総合的に議論できる組織としてください。	居住支援協議会(県・市町村、不動産団体、居住支援団体で構成)は民間賃貸住宅のみでなく公営住宅による住宅セーフティネットの構築についても検討し、県・市町村の公営住宅施策に反映させます。
民間賃貸住宅に入居する際に保証人の確保が困難な場合が少なくありません。 北九州市、横浜市等で実施されている民間保証会社との提携を図る等、家賃保証の仕組みを充実させる施策を推進してください。	家賃債務保証会社との提携には課題がありますが、保証人の確保が困難な方でも賃貸住宅に円滑に入居できるよう制度の普及啓発だけでなく、家賃債務保証制度の利用が進むよう方策を検討します。
不動産店や家主等の中には、障がい者に対する偏見が存在し、入居を拒否される事例がある。障がいを理由とする入居拒否がなくなるよう、不動産店、家主等に対して、障がいや地域の支援体制等について理解を進めていく必要があります。	不動産団体、居住支援団体等と連携して、障がい者や高齢者であること理由とした入居拒否の解消に向け不動産店、家主に啓発を行うなど宅地建物取引における人権問題解決に努めます。

<p>民間賃貸、公営住宅を問わず、障がいのある方の住宅探し、入居時及び入居後の支援は、暮らしの安定のために重要な支援です。居住支援を一層充実していく観点から、福祉施策と住宅施策が連携して、一体となって賃貸住宅への入居及び生活支援を推進していく施策を行ってください。</p>	<p>「あんしん賃貸支援事業」により、専任の相談員が福祉関係団体と不動産店をつなぎ、高齢者、障がい者等の入居支援を継続するとともに居住支援協議会を設け、住宅施策と福祉施策が連携した入居支援が展開できる体制を設けることとしております。</p>
--	--

○公営住宅に関する意見 6件

意見の概要	対応方針
<p>県外から来た人や職場が実家から遠い若者に対し、公営住宅の入居基準を下げてください。 公営住宅自体の供給は、現状の高齢化で若者の入居は困難かもしれませんが、県内の空き家を県もしくは下請け企業が家主を介して一般に賃貸できるようにしてください。</p>	<p>UIJ ターン者、若者定住向け住宅など地域の実情に応じた公営住宅の供給を検討します。 増加する空き家の活用としては、戸建て住宅借り上げ制度の活用による住み替え促進、地域活性化に資する空き家住宅の活用支援等を進めることとしております。</p>
<p>障がいのある方は移動に困難を抱える者が多いが、公営住宅は多くが郊外にあり、一方中心市街地にある民間賃貸住宅は家賃が高く入居が困難でありますので、市街地の民間賃貸住宅を借り上げ、公営住宅として低廉な家賃で供給する施策を推進してください。</p>	<p>高齢者、障がい者向けの住宅は、病院、買い物など生活の利便性の高い市街地でのニーズが高いため、高齢者、障がい者向けの借り上げ公営住宅の供給は主に市街地において検討します。</p>
<p>民間賃貸住宅において、個別の障がいに合わせた特別な配慮を求めることは困難であることから、こうしたニーズについては、引き続き公営住宅において計画的に新築及び既存住宅の改修を行い、車いす対応住宅として供給してください。</p>	<p>計画案において、地域毎に障がい者のニーズを踏まえて公営住宅の改善事業、建替事業、1階の空き住戸において、市町村と連携して車いす使用者向け住宅を供給することとしております。</p>
<p>現在の優先入居制度は、県と市町村、市町村間で統一されておらず、対象者や車いす対応住宅の設置に格差があります。 県営住宅、市町村営住宅のどちらでも応募できるよう対象となる障がいの種別や程度、車いす対応住宅の設置に対する考え方等を統一し、障がい者の一層の入居機会の拡大を図ってください。</p>	<p>県と市町村で住民のニーズに応じた県営住宅・市町村営住宅の効率的な供給・管理体制を検討することとしており、県・市町村による共同管理等目指す上で、優先入居制度のあり方、県・市町村の役割分担についても検討します。</p>
<p>公営住宅を活用したグループホームについては、大阪府などの先進地の事例や国土交通省の通知を参考に、倍率の高い公営住宅においても一定枠を確保し計画的に供給する等、新たな仕組みを導入してください。</p>	<p>公営住宅による障がい者向けグループホームの設置にあたっては、ご意見を踏まえできるだけ利便性の高い市街地の公営住宅で設置するよう検討します。</p>
<p>県営住宅の優先入居制度は、対象となる方は困窮度に関わりなく一律に扱われているが、対象者中でも、現在の住まいの状況等によって住宅の困窮度合いは一律ではないので、より困窮している方から優先して入居できる仕組みを導入する等、制度の見直しを検討してください。</p>	<p>計画案において公営住宅の選考方法をより困窮度の高い世帯が入居しやすくなるよう選考方法の見直しを行うこととしており、居住支援協議会の意見を踏まえて検討します。</p>